

札幌市ジャンプ競技場等の指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 令和4年7月14日 募集要項、選定基準、選定方法等について

第2回 令和4年10月27日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員7名（市職員1人、外部委員6人）

委員長 石澤 伸弘 北海道教育大学札幌校保健体育教育分野教授

副委員 佐藤 裕則 北海道新聞社企画室スポーツ戦略本部長

委員 千葉 崇晶 公認会計士

委員 田畑 正幸 社会保険労務士

委員 和泉 明一 札幌市中学校体育連盟会長

委員 伊藤 みき 北海道オール・オリンピアンズ(元女子フリースタイルスキー・モーグル日本代表)

委員 佐藤 美賀 スポーツ局スポーツ部長

3 応募団体

団体名：株式会社札幌振興公社

非公募により応募を求めた理由：別紙のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

株式会社札幌振興公社 代表取締役社長 浦田 洋

札幌市中央区北12条西23丁目2番5号

(2) 選定の理由

株式会社札幌振興公社は、札幌市ジャンプ競技場等の管理運営業務における各要求水準を満たしており、オリンピック・パラリンピック及びウィンタースポーツの調査研究や情報提供等について高い評価を得た。

札幌オリンピックミュージアム内でのパラリンピックの展示スペースの拡充や社会的弱者への対応、環境へ配慮した取組については、より一層の創意工夫や改善が求められる旨の意見があったが、これまでの施設の管理運営が良好で、安定した管理運営を担える組織体制が評価された。

以上の点から、札幌市ジャンプ競技場等の設置目的を効果的に達成するために、株式会社札幌振興公社は指定管理者の候補者として適切であると判断された。

(3) 評価結果

選定基準	配点	候補者
平等利用の確保	50 点	30 点
施設の効用発揮	450 点	299 点
安定経営能力	200 点	136 点
管理経費の縮減	150 点	50 点
その他	150 点	92 点
合計	1,000 点	607 点
得点率	—	60.7%

(4) 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日の予定

5 その他

令和 4 年第 4 回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定の件について議案を提出する予定。

スポーツ局スポーツ部施設課 011-211-3045

別紙

選定方法を非公募とした理由

ジャンプ競技場(札幌市ジャンプ競技場条例第1条に規定するジャンプ競技場をいう。以下同じ。)は、ジャンプ競技の普及振興及び競技力の向上を図ることを目的とする施設である。

その中でも、札幌市大倉山ジャンプ競技場(以下「大倉山ジャンプ競技場」という。)及び札幌市宮の森ジャンプ競技場(以下「宮の森ジャンプ競技場」という。)は、トップレベルのアスリートが集中的かつ継続的にトレーニング及び強化活動を行う拠点として国が指定するナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設(以下「NTC」という。)に指定されているほか、国内大会はもちろんワールドカップなどの国際大会も毎年開催されているなど、本市のみならず国にとっても重要な施設となっており、また、札幌市荒井山ジャンツェ(以下「荒井山ジャンツェ」という。)では、主にジュニア世代のトレーニングや大会等が行われており、選手発掘や選手育成の拠点施設となっているところである。

そして、札幌オリンピックミュージアムは、オリンピック及びパラリンピックの歴史と価値並びに冬季オリンピック等の開催都市としての栄誉と功績を後世に継承するとともに、広くウィンタースポーツに関する興味と理解を深める機会を提供し、もってオリンピック及びパラリンピックの理念を広く伝えとともに、ウィンタースポーツの普及振興に寄与することを目的とする施設であり、オリンピック・パラリンピックに係る展示施設やウィンタースポーツの体験施設を通して、その目的の実現を目指している。

また、平成28年には世界各国のオリンピックミュージアムにより構成されるオリンピックミュージアムネットワーク(以下「OMN」という。)に加盟したことにより、加盟するオリンピックミュージアム間で情報の共有及び展示物の貸借が可能となったほか、施設の内外にオリンピックロゴの使用が可能となるなど、オリンピック・パラリンピックの学習拠点としての機能を高め、冬季オリンピック・パラリンピックの招致に向けた機運の醸成やオリンピックムーブメントの推進に関しても必要不可欠な施設となっているところである。

大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場及び荒井山ジャンツェの3つのジャンプ競技場については、各施設の位置が近接しており、かつ、宮の森ジャンプ競技場及び

荒井山シャンツェには管理事務所がないこと並びに練習利用及び大会利用に支障が生じないよう各施設の利用日程の調整が必要であることから、一元的に管理運営することが必要である。

そして、札幌オリンピックミュージアムについては、大倉山再整備事業により平成 11 年度にしゅん工した施設（しゅん工当時は札幌ウィンタースポーツミュージアム）であり、3 階部分は大倉山ジャンプ競技場の来場者受付にもなるなど一体的な施設となっている。

以上のことから、同一の者が一体的に大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場、荒井山シャンツェ及び札幌オリンピックミュージアム（以下「ジャンプ競技場等」という。）を管理する必要性が認められるから、ジャンプ競技場等を 1 つのグループとして、指定管理者を指定しているところである。

ウィンタースポーツのより一層の普及振興及び冬季オリンピック・パラリンピックの招致を目指している本市としては、ジャンプ競技場等の設置目的の更なる実現のため、下記のとおり、ジャンプ競技場等の指定管理者の指定手続を非公募によることができるものとするのが適当である。

1 非公募の必要性

- (1) 団体と施設の関係が密接不可分にある場合又は団体の役割と施設の設置目的・機能が一致する場合など、特定団体が管理運営することが妥当と認められること（指定管理者制度に関する運用ガイドラインの非公募区分 1 (3)）

大倉山ジャンプ競技場においては、トレーニング環境の確保や円滑な大会運営、更には観光利用として必要不可欠であるリフトを株式会社札幌振興公社（以下「公社」という。）が所有している。

また、札幌オリンピックミュージアムにおいては、隣接している公社所有の施設（令和 2 年に札幌オリンピックミュージアム・アネックスにリニューアル）が別館（レストラン及びカフェ）として管理運営され、札幌オリンピックミュージアムの一部として OMN の認定を受けていることから、当該別館は札幌オリンピックミュージアムと一体的な関係性にある。

以上のことから、大倉山ジャンプ競技場及び札幌オリンピックミュージアムのそれぞれにおいて、公社と密接不可分の関係にあることが認められる。

- (2) 施設の運営管理に当たり、長期的な視野に立った継続的な事業運営や人材育成、

ノウハウの蓄積などを特に必要とし、現在の管理運営団体により良好な運営が行われている限りは、指定管理者の変更に馴染まないこと（指定管理者制度に関する運用ガイドラインの非公募区分１（２））

ア 大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場及び荒井山ジャンツェ

大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場及び荒井山ジャンツェの管理運営においては、選手の安全な競技環境を確保するため、助走路とランディングバーン（着地してからの滑走路をいう。）の整備には特に高度な技術が求められる。そのため、長期的な経験により蓄積された知識・ノウハウを有する者に当該整備を行わせる必要がある。

また、国際大会等が行われる大倉山ジャンプ競技場及び宮の森ジャンプ競技場においては、大会主催者等から大会運営上の様々な要望がなされることもあり、その際には迅速かつ適切な対応が求められる。

このほか、大倉山ジャンプ競技場及び宮の森ジャンプ競技場の管理運営には、NTCの運営も含まれるが、この運営に当たっては、国際競技力の向上、スポーツ医・科学及びスポーツ情報に関する研究などの取組を行っていることから、指定管理者としてこれまでに培ったスキージャンプの専門的知識、事業の企画立案等に関するノウハウ及び関係団体等とのネットワークの構築が必要不可欠となる。

以上のことから、大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場及び荒井山ジャンツェについては、継続的な管理運営が必要であり、同一の者に引き続き管理を行わせる必要がある。

イ 札幌オリンピックミュージアム

札幌オリンピックミュージアムにおいては、子どもに対するオリンピック・パラリンピック教育を推進しており、これを担当する専属の学芸員の育成やノウハウの蓄積が必要である。

また、札幌オリンピックミュージアムには、北海道にゆかりのあるオリンピック・パラリンピアンなどによる北海道オールオリンピアンズの活動強化及び冬季オリンピック・パラリンピックの招致に向けた機運の醸成を図るため、同団体の活動拠点となる「OLYPARA・SALON」（オリパラ・サロン）を設置しているが、その事務局としての機能は指定管理者の業務としており、事業の展開には、多くのオリンピック・パラリンピアンとの理解と協力が不可欠であることから、継続的かつ強固なネットワーク構築が必要である。

以上のことから、札幌オリンピックミュージアムについては、継続的な管理運

営が必要であり、同一の者に引き続き管理運営を行わせる必要がある。

2 指定管理者

現在のジャンプ競技場等の指定管理者である公社は、上記のとおり大倉山ジャンプ競技場及び札幌オリンピックミュージアムと密接不可分の関係にあると認められるほか、平成 8 年 4 月から大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場及び荒井山シャントエの管理運営を、平成 12 年 4 月から札幌オリンピックミュージアム（しゅん工当時は札幌ウィンタースポーツミュージアム）の管理運営を長きにわたって行っており、これまで当該管理を適切かつ良好に行っているほか、指定管理者が変更となった場合、これまでの管理運営により育成された人材、蓄積された知識・ノウハウ等が失われ、ジャンプ競技場等の設置目的の達成に重大な支障が生じるおそれがある。

以上のことから、ジャンプ競技場等について非公募とし、現在の指定管理者である公社に申し込みを求めたものである。